

各府省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について（総括表）

| 府省名 | 独法名 | 役職 | 在任期間 | 府省評価委員会から通知された業績勘案率（案） | 左に対する意見の有無 |
|------------------------------------|---------------------|------------------|-------------------|------------------------|------------|
| 【1WG・4WG】 厚生労働省 〔8法人 12人〕 | 労働安全衛生総合研究所 | 理事長 | H20.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | 高齢・障害・求職者雇用 支援機構 | 理事 | H22.4.1～H26.3.31 | 0.9 | 無 |
| | | 監事 | H25.10.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | 労働者健康福祉機構 | 理事 | H22.10.1～H26.3.31 | 1.0 | 有 |
| | | 理事 | H23.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 有 |
| | | 監事 | H24.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 有 |
| | 国立病院機構 | 理事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.1 | 無 |
| | 医薬品医療機器総合機構 | 理事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.2 | 有 |
| | | 監事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | 年金積立金管理運用 | 監事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| 国立精神・神経医療研究センター | 理事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 | |
| 国立長寿医療研究センター | 理事長 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 | |
| 【1WG】 環境省 〔1法人 2人〕 | 環境再生保全機構 | 理事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 理事 | H24.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| 【2WG】 農林水産省 〔5法人 11人〕 | 農業・食品産業技術総合 研究機構 | 理事長 | H18.4.1～H26.3.31 | 0.9 | 無 |
| | | 副理事長 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 理事 | H21.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 監事 | H22.4.1～H26.3.31 | 0.9 | 無 |
| | 森林総合研究所 | 理事 | H24.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | 水産総合研究センター | 理事長 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 理事 | H20.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 監事 | H22.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | 農畜産業振興機構 | 理事 総括理事 | H22.1.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 理事 | H23.10.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| 農業者年金基金 | 監事 | H22.1.1～H25.9.30 | 1.0 | 無 | |
| 【2WG】 経済産業省 〔3法人 6人〕 | 石油天然ガス・金属鉱物 資源機構 | 理事 | H24.3.1～H26.2.28 | 1.1 | 無 |
| | | 理事 | H24.3.1～H26.2.28 | 1.1 | 無 |
| | | 理事 | H25.6.10～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | | 監事 | H24.4.1～H26.3.31 | 1.0 | 無 |
| | 産業技術総合研究所 | 理事 副理事長 | H19.2.16～H26.6.30 | 1.0 | 無 |
| 中小企業基盤整備機構 | 理事 | H24.7.1～H26.6.30 | 1.0 | 無 | |

| 府省名 | 独法名 | 役職 | 在任期間 | 府省評価委員会から通知された業績勘案率(案) | 左に対する意見の有無 |
|------------------------------------|-----------------|------------|------------------------|------------------------|------------|
| 【3WG】 文部科学省 (2法人) 12人 | 日本原子力研究開発機構 | 理事長 | H22. 8. 17～H25. 5. 16 | 0.9 | 有 |
| | | 副理事長 | H22. 10. 1～H26. 3. 31 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H19. 10. 1～H23. 9. 30 | 0.8 | 有 |
| | | 理事 | H23. 10. 1～H26. 3. 31 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H19. 8. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H19. 10. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H19. 10. 1～H24. 3. 31 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H17. 10. 1～H24. 3. 31 | 0.9 | 有 |
| | | 監事 | H22. 1. 1～H23. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 監事 | H21. 10. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 監事 | H23. 10. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 国立高等専門学校機構 | 理事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 | 1.0 |
| 【4WG】 国土交通省 (1法人) 7人 | 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 | 理事 副理事長 | H16. 11. 1～H25. 3. 31 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 副理事長 | H22. 4. 1～H26. 9. 30 | 0.7 | 有 |
| | | 理事 | H25. 4. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H24. 4. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 理事 | H23. 10. 1～H25. 9. 30 | 1.0 | 有 |
| | | 監事 | H23. 10. 21～H25. 6. 30 | 0.9 | 有 |
| | | 監事 | H23. 10. 1～H25. 9. 30 | 0.9 | 有 |
| 合計 | 20法人 | 50人 | | | |

厚生労働省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職及び所掌 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） 〈厚労省評価委員会〉 |
|---------------------|--|-------------------------------|------------------------|
| 労働安全衛生総合 研究所 | 理事長 | H20. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 | 理事 (H22. 4. 1～H23. 9. 30 (旧雇用・能力 開発機構理事) H23. 10. 1～H26. 3. 31 (高齢・障害・ 求職者雇用支援機構 理事)) | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 監事 | H25. 10. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 労働者健康福祉機 構 | 理事 | H22. 10. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 理事 | H23. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 監事 | H24. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 国立病院機構 | 理事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 1 |
| 医薬品医療機器総 合機構 | 理事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 2 |
| | 監事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 年金積立金管理運 用独立行政法人 | 監事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 国立精神・神経医療 研究センター | 理事 (病院担当) | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 国立長寿医療研究 センター | 理事長 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

(労働安全衛生総合研究所)

通知のありました業績勘案率(案)「1.0」については、特に意見はありません。

(高齢・障害・求職者雇用支援機構)

通知のありました業績勘案率(案)「0.9」及び「1.0」については、特に意見はありません。

(国立病院機構)

通知のありました業績勘案率(案)「1.1」については、特に意見はありません。

(医薬品医療機器総合機構)

通知のありました業績勘案率(案)「1.0」については、特に意見はありません。

(年金積立金管理運用独立行政法人)

通知のありました業績勘案率(案)「1.0」については、特に意見はありません。

(国立精神・神経医療研究センター)

通知のありました業績勘案率(案)「1.0」については、特に意見はありません。

(国立長寿医療研究センター)

通知のありました業績勘案率(案)「1.0」については、特に意見はありません。

(労働者健康福祉機構及び医薬品医療機器総合機構)

通知のありました、労働者健康福祉機構の業績勘案率(案)「1.0」及び医薬品医療機器総合機構の業績勘案率(案)「1.2」について、別紙のとおり意見を述べます。

(労働者健康福祉機構及び医薬品医療機器総合機構)

通知のありました、労働者健康福祉機構の業績勘案率(案)「1.0」及び医薬品医療機器総合機構の業績勘案率(案)「1.2」について、別紙のとおり意見を述べます。

1. 労働者健康福祉機構の〇〇理事、〇〇理事及び〇〇監事の業績勘案率（案）「1. 0」については、貴委員会がこれら役員の業績勘案率を審議した後に、同機構が組織的に、かつ、少なくとも過去11年間にわたり継続的に、管轄の神奈川県川崎公共職業安定所に対し障害者雇用促進法に基づく障害者雇用状況について虚偽報告を行っていたことが判明し、今回の審議の対象となっている理事を含む関係者が処分を受けるとともに、同労働局から法人としての機構及び当該理事を含む担当役職員が刑事告発されている。機構が設置した第三者委員会は、この虚偽報告を「明白な法令違反」であり、「機構の事業目的に相反すること著し」いものとしており、厚生労働大臣も、「障害者雇用率制度の健全・適正な運営を根底から覆」し、「行政に対する信頼を失墜させる重大かつ深刻な背信行為」（平成26年12月26日閣議後会見）であるとしている。本件は、以上のとおり業績勘案率の検討に重要な影響を与える事案であることから、当該事案を踏まえて、業績勘案率について再度審議されたい。

2. 医薬品医療機器総合機構の〇〇理事の業績勘案率（案）「1. 2」について、貴委員会は、理事の担当分野に係る平成25年度業務実績評価のS評価（中期計画を大幅に上回っている。）を基に算定を行ったとしている。

しかしながら、業績勘案率算定の基になった法人の業務実績評価について、当委員会は、「平成25年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見」（平成27年1月9日）において、貴委員会に対し「平成25年度業務実績評価におけるS評価に疑義があり、S評価とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評価の見直しを行うべきである」と指摘したところである。

これに対し、貴委員会においては、これまでに法人の業務実績評価における当該S評価についての根拠の整理と説明又は評価の見

直しを行っていない。本件業績勘案率については、その基となった法人の業務実績評価の評定について改めて審議の上、その結果に基づき再度審議されたい。

環境省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職及び所掌 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） 〈環境省評価委員会〉 |
|----------|--|------------------------------|------------------------|
| 環境再生保全機構 | 理事 (平成 22～23 年度 (公害健康被害補償・予防事業担当) 平成 24～25 年度(地球環境基金、PCB 廃棄物処理基金助成、維持管理積立金管理、石綿健康被害救済業務担当)) | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 理事 (公害健康被害補償・予防事業担当) | H24. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

農林水産省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職及び所掌 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） 〈農水省評価委員会〉 |
|---------------------|---|--|------------------------|
| 農業者年金基金 | 監事 | H22. 1. 1～H25. 9. 30 (同上) | 1. 0 |
| 農畜産業振興機構 | 理事 (総務・食肉生産流通担当) 総括理事 | H22. 1. 1～H23. 2. 28 H23. 3. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 理事 (特産担当) | H23. 10. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 農業・食品産業技術 総合研究機構 | 理事長 | H18. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 副理事長 (生物系特定産業技術研究 センター担当) | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 理事 (基礎的研究業務担当) | H21. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 監事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| 森林総合研究所 | 理事 (業務承継円滑化・適正化 担当) | H24. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 水産総合研究セン ター | 理事長 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 理事 (研究開発担当) 理事 (経営企画、人事、労務、 社会連携推進担当) | H20. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 監事 | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「0.9」及び「1.0」については、意見はない。

以上

経済産業省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職及び所掌 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） (経産省評価委員会) |
|---------------------|---|-------------------------------|------------------------|
| 産業技術総合研究所 | 理事 (ナノテクノロジー・材料・製造分野研究統括、標準・計測分野研究統括等) | H19. 2. 16~H24. 3. 31 | 1. 0 |
| | 副理事長 | H24. 4. 1~H26. 6. 30 (同上) | |
| 石油天然ガス・金属 鉱物資源機構 | 理事 (石油開発技術本部担当) | H24. 3. 1~H26. 2. 28 (同上) | 1. 1 |
| | 理事 (金属資源開発本部担当) | H24. 3. 1~H26. 2. 28 (同上) | 1. 1 |
| | 理事 (資源備蓄本部担当) | H25. 6. 10~H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| | 監事 | H24. 4. 1~H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 中小企業基盤整備 機構 | 理事 (経営支援情報センター及び経営支援部人材支援グループ担当) | H24. 7. 1~H26. 6. 30 (同上) | 1. 0 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」及び「1. 1」については、意見はない。

以上

文部科学省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） (文部科学省評価委員会) |
|-----------------|------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 国立高等専門学校 機構 | 理事 (地域イノベーション推進 本部等担当) | H22. 4. 1～H26. 3. 31 (同上) | 1. 0 |
| 日本原子力研究開 発機構 | 理事長 | H22. 8. 17～H25. 5. 16 (同上) | 0. 9 |
| | 副理事長 (敦賀本部長) | H22. 10. 1～H26. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 理事 A (「もんじゅ」等担当) | H19. 10. 1～H23. 9. 30 (同上) | 0. 8 |
| | 理事 B (量子ビーム研究等担当) | H19. 10. 1～H24. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 理事 C (埋設事業等担当) | H17. 10. 1～H24. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 理事 D (安全統括等担当) | H19. 8. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 理事 E (J-PARC等担当) | H19. 10. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 理事 F (「もんじゅ」等担当) | H23. 10. 1～H26. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 監事 A | H22. 1. 1～H23. 9. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 監事 B | H21. 10. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 監事 C | H23. 10. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のありました、日本原子力研究開発機構の業績勘案率（案）「0. 9」及び「0. 8」について、別紙のとおり意見を述べます。

なお、国立高等専門学校機構の業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

1. 貴委員会では、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の〇〇理事長以下 11 名の役員の業績勘案率（案）について、その在職期間中、高速増殖炉「もんじゅ」における保守管理上の不備の問題の発覚を始め、度重なるトラブルや事故等（炉内中継装置の落下事故（平成 22 年 8 月 26 日）、J-PARC における放射性物質漏えい事故（平成 25 年 5 月 23 日）など）が発生したことにより、機構が安全性を最優先とした業務運営を実施しているかどうかについて国民からの信頼が失墜し、不信感を抱かれる事態を招いたとして減算している。

一方、①〇〇理事長、〇〇副理事長、〇〇理事及び〇〇理事については、東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故後の対応への貢献、②〇〇副理事長及び〇〇理事については「もんじゅ」における保守管理上の不備の発覚後の敦賀本部の責任者としての再発防止等の取組、③〇〇理事及び〇〇理事についてはそれぞれの担当業務における実績、④〇〇監事、〇〇監事及び〇〇監事については、監事としての業務実績をそれぞれ認め、いずれも業績勘案率（案）を「0.9」としている。

なお、〇〇理事については、「もんじゅ」の保守管理上の不備の問題が発覚した平成 24 年 11 月時点で退職（平成 23 年 9 月 30 日退職）しており、発覚後の取組を実施していないことなどから業績勘案率（案）を「0.8」としている。

2. しかし、「もんじゅ」における保守管理上の不備の問題に関しては、平成 25 年 5 月 29 日、原子力規制委員会から、原子炉等規制法違反として同法に基づく保安措置命令及び保安規定変更命令が下され、また、当該法令違反が生じた原因として機構の組織的要因が指摘されており、組織的な法令違反があったと認められる。

また、文部科学大臣による是正措置要求（平成 25 年 5 月 16 日 25 文科開第 132 号）においても、国民の信頼を失うものであるとの指摘がなされるなど、著しい信用失墜事案であると認められる。

さらに、本件については、原子力規制委員会から、直接的原因として、①個別機器の適切な点検が実施されるよう管理できていなかったこと、②個々の点検業務についてチェック機能が働かなかったこと等が、また、機構の組織的要因等根本原因として、①経営層、発電所幹部による安全最優先の明確な方針の欠如、②組

織内における問題意識の共有化の欠如等が指摘されている。これらを踏まえれば、組織体質に起因する法人全体のガバナンスに問題があったと結論付けざるを得ない。

以上のように、機構は、「もんじゅ」の保守管理上の不備の問題を始めとするトラブルや事故等の発生により、①内部規程違反による著しい信用失墜、②組織的な法令違反、③組織体質に起因する法人全体のガバナンスの問題を指摘されているが、さらに、文部科学省から、抜本的な組織体制の見直しを求められるに至っており、このような状況を踏まえれば、機構の法人業績について重大な減算要因があるものとして取り扱うべきである。

3. 他方、一部役員の個人業績において加算要因としている事項についてみると、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応は、我が国唯一の原子力研究開発機関として、除染の実施、汚染状況の調査・分析、廃炉等に係る技術的な貢献等を行うのは当然のことであり、それを実施したことをもって業績勘案率の加算を考慮すべき特段の要因とは認められない。

また、不適切事案等が発生した場合の事後対応等については、担当役員として在職している限り当該業務の責任者として自ら主導して行うのは当然の職責であり、それを実施したことをもって、辞職により事後対応等を実施していない元役員と比して業績勘案率の加算を考慮すべき特段の加算要因とは認められない。

以上を踏まえ、機構の 11 名の役員の業績勘案率（案）について、当委員会としては、更に引き下げるべきであると考えます。

国土交通省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

| 法人名 | 役職 | 在任期間 (算定期間) | 業績勘案率（案） 〈国土交通省評価委員会〉 |
|---------------------|---------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 鉄道建設・運輸施設 整備支援機構 | 理事（新幹線及び建設 計画担当） | 理事 H16. 11. 1～H22. 3. 31 (同上) | 0. 9 |
| | 副理事長 | 副理事長 H22. 4. 1～H25. 3. 31 (同上) | |
| | 理事（建設計画担当） | 理事 H22. 4. 1～H25. 3. 31 (同上) | 0. 7 |
| | 副理事長 | 副理事長 H25. 4. 1～H26. 9. 30 (同上) | |
| | 理事（建設計画担当） | H25. 4. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 理事（新幹線担当） | H24. 4. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 理事（技術支援担当） | H23. 10. 1～H25. 9. 30 (同上) | 1. 0 |
| | 監事 | H23. 10. 21～H25. 6. 30 (同上) | 0. 9 |
| | 監事 | H23. 10. 1～H25. 9. 30 (同上) | 0. 9 |

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

（案）

「国土交通省所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率（案）の通知について」（平成26年12月16日付け国独評委第56号）について、別紙のとおり意見を述べます。

1. 貴委員会では、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の〇〇副理事長以下7名の役員のうち、担当外である〇〇理事を除く6名の業績勘案率（案）について、在職期間中の北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事における入札情報漏えい等に係る各役員の職責を考慮し、個人業績における減算要因として減算しており、その点について、当委員会として異存はない。

2. 一方、法人業績による勘案率については、それぞれ0.96から1.0とされているところ、北陸新幹線の融雪・消雪基地機械設備工事における入札情報漏えい等については、以下のとおり、組織体質に起因する法人全体のガバナンス等の問題が指摘されている。
 - ① 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構第三者委員会の「調査結果報告及び提言書（平成26年9月5日）」では、入札において予定価格が漏えいされた原因について、「漏えい者が個人としてコンプライアンス意識を著しく欠いていただけでなく、設備部の主要な管理職が長期かつ多数回にわたって本件漏えい行為を続けていたという事実によれば、機構においては、その性質上、極めて高いコンプライアンス意識の保持が求められているにもかかわらず、組織として職員にコンプライアンス意識を徹底するための体制が著しく欠如していた」ことや、「漏えい行為や談合を防止するための内部統制システムに不備があったこと」が指摘されている。
 - ② 参議院の平成23年度決算及び平成24年度決算議決において、「本件の事実関係の検証や具体的な再発防止策を講ずるとともに、同機構に業務の見直し及びコンプライアンスの向上を図らせ、国民の信頼回復に努めるべきである」とする警告決議を受けている。

3. 以上の状況を踏まえれば、機構の法人業績については、重大な減算要因があるものとして取り扱うべきである。

以上を踏まえ、機構の7名の役員の業績勘案率（案）について、当委員会としては、更に引き下げるべきであると考えます。